

平成 28 年度

第 2 回

八雲町介護保険事業運営委員会



日 時：平成 28 年 11 月 30 日（水） 午後 1 時 30 分

場 所：八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ第 1・2 会議室

# 会議次第

1 開会

2 町長あいさつ

3 議題

(1) 協議事項

① 八雲町指定地域密着型（介護予防）サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

P 1~6

② 総合事業実施に係る関係条例の一部改正について

P 7

4 その他

P 8

5 閉会

## (1) 協議事項

- ① 八雲町指定地域密着型（介護予防）サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

介護保険法、関係省令等の改正が行われ、平成28年度より小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）が「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに位置付けられました。これに伴い、当該サービスの人員、設備基準及び運営基準を国の基準省令（以下「省令」といいます。）に基づき、各市町村が条例で定めることとされているため、条例の一部改正を行うものです。

なお、1年間の経過措置が設けられていることから、当町では経過措置を活用して条例を制定します（条例制定までの期間は、省令により運営します）。

### 2 改正する条例

「八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」

「八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」

### 3 主な改正の内容

基本的には、省令に基づき、地域密着型通所介護を地域密着型サービスの一つとして位置付けた上で、人員・設備・運営基準を定めるものです。そのうえで参酌すべき基準の一部について町独自の基準を設けます。

#### （1）地域密着型通所介護の基準を追加（第59条の2～第59条の38）

- ①定員18人以下の通所介護が新たに創設「地域密着型通所介護」に移行することに伴い、地域密着型通所介護に係る人員、設備、及び運営に関する基準を定めます。
- ②【独自基準】（案）非常災害対策について、その他の地域密着型サービスと同様に自然災害対策について規定します（5 独自基準案について検討を参照）。

#### （2）認知症対応型通所介護（介護予防）に、地域との連携に関する基準を追加

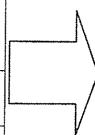
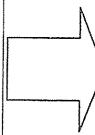
（第80条）（介護予防第：第39条）

- ①地域密着型通所介護の基準に準じ、運営推進会議の設置と、概ね6ヶ月に1回以上の開催を義務付ける規定を追加します。

## 4 条例制定にあたっての省令の考え方

条例の制定にあたっては、国が示す省令を参考して、地域の実情に応じて基準を制定することとされ、その基準は、国が示す省令で「従るべき基準」、「標準」、および「参酌すべき基準」のいずれかによって、町独自の内容とできるかどうか定められています。

基準の類型（基準を条例で定めるにあたっての法令上の制約）

区分	法的効果	基準の具体例	
従るべき基準	必ず適合しなければならない基準	従業者及び員数、人権に直結する運営基準（身体的拘束など）	 国の省令どおり
標準	通常よるべき基準	利用定員	 独自基準案検討
参酌すべき基準	十分参考しなければならない基準。十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	上位以外（面積その他設備・運営等に関する基準）	

今回の省令の改正は、国の社会保障審議会において検討が重ねられ、パブリックコメントの結果を踏まえて実施されるものであることから、基本的に改正される省令と同一の内容で条例改正を行うこととしますが、次の基準について本町独自基準案の検討を行います。

## 5 独自基準案についての検討

非常災害対策について、他の地域密着型サービスの基準と同様に自然災害対策について規定します。

基準	基準省令の内容	本町独自の基準
非常災害対策	指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	1 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。  2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の規定により非常災害に係

		<u>る対策を講ずるに当たっては、地域の特殊性を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。</u>
--	--	---

(理由)

社会福祉施設等における安全対策の充実という観点から、地震・津波等の自然災害を想定した非常災害対策の実施について、明文化します。

なお、改正前の条例において、以下の地域密着型（介護予防）サービスについても同様の基準を規定しています。

#### 【地域密着型サービス】

- ★認知症対応型通所介護 ★小規模多機能型居宅介護 ★認知症対応型共同生活介護
- ★地域密着型特定施設入居者生活介護 ★地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ★看護小規模多機能型居宅介護

#### 【地域密着型介護予防サービス】

- ★介護予防認知症対応型通所介護 ★介護予防小規模多機能型居宅介護
- ★介護予防認知症対応型共同生活介護

## 6 今後のスケジュール

平成28年11月30日 第2回介護保険事業運営委員会開催

平成28年12月上旬 議会文教厚生委員会概要説明

平成28年12月下旬 広報1月号（パブリックコメント）掲載

平成29年 1月上旬～2月上旬 パブリックコメント実施

平成29年 2月中旬 パブリックコメント意見回答等

平成29年 3月上旬 条例（案）定例議会上程

平成29年 4月 1日 条例施行

## 【参考】 条例の体系

(1) 八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例

第1章 総則(第1条～第3条)

第2章 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護

第1節 基本方針等(第4条・第5条)

第2節 人員に関する基準(第6条・第7条)

第3節 設備に関する基準(第8条)

第4節 運営に関する基準(第9条～第42条)

第5節 連携型指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例  
(第43条・第44条)

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節 基本方針等(第45条・第46条)

第2節 人員に関する基準(第47条・第48条)

第3節 設備に関する基準(第49条)

第4節 運営に関する基準(第50条～第59条)

第3章の2 地域密着型通所介護（新設）

第1節 基本方針等（第59条の2）

第2節 人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）

第3節 設備に関する基準（第59条の5）

第4節 運営に関する基準（第59条の6～第59条20）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27～第59条の38）

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針(第60条)

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護  
(第61条～第63条)

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護(第64条～第66条)

第3節 運営に関する基準(第67条～第80条)

## 第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針(第81条)

第2節 人員に関する基準(第82条～第84条)

第3節 設備に関する基準(第85条・第86条)

第4節 運営に関する基準(第87条～第108条)

## 第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針(第109条)

第2節 人員に関する基準(第110条～第112条)

第3節 設備に関する基準(第113条)

第4節 運営に関する基準(第114条～第128条)

## 第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針(第129条)

第2節 人員に関する基準(第130条・第131条)

第3節 設備に関する基準(第132条)

第4節 運営に関する基準(第133条～第149条)

## 第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針(第150条)

第2節 人員に関する基準(第151条)

第3節 設備に関する基準(第152条)

第4節 運営に関する基準(第153条～第177条)

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第178条・第179条)

第2款 設備に関する基準(第180条)

第3款 運営に関する基準(第181条～第189条)

## 第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針(第190条)

第2節 人員に関する基準(第191条～第193条)

第3節 設備に関する基準(第194条・第195条)

第4節 運営に関する基準(第196条～第202条)

## 第10章 雜則(第203条・第204条)

(2) 八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

第1章 総則(第1条～第3条)

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

　第1節 基本方針(第4条)

　第2節 人員及び設備に関する基準

　　第1款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(第5条～第7条)

　　第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(第8条～第10条)

　第3節 運営に関する基準(第11条～第40条)

　第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第41条・第42条)

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

　第1節 基本方針(第43条)

　第2節 人員に関する基準(第44条～第46条)

　第3節 設備に関する基準(第47条・第48条)

　第4節 運営に関する基準(第49条～第65条)

　第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第66条～第69条)

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

　第1節 基本方針(第70条)

　第2節 人員に関する基準(第71条～第73条)

　第3節 設備に関する基準(第74条)

　第4節 運営に関する基準(第75条～第86条)

　第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第87条～第90条)

第5章 雜則(第91条・第92条)

## ② 総合事業実施に係る関係条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

平成29年4月から、全国一律の基準で提供してきた介護予防訪問介護（ホームヘルパー）、介護予防通所介護（デイサービス）について、八雲町が実施する総合事業に移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・日常生活支援サービス事業」に見直されることから、関係条例の一部改正を行うものです。

### 2 改正する条例

「八雲町介護保険条例」  
「八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ条例」  
「八雲町ホームヘルプサービス事業実施条例」  
「八雲町デイサービス事業実施条例」  
「八雲町熊石デイサービスセンター条例」

### 3 主な改正の内容

#### (1) 訪問介護関係

（「八雲町介護保険条例」 「八雲町ホームヘルプサービス事業実施条例」）  
『（介護保険）法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業』の規定を加える。

#### (2) 通所介護関係

（「八雲町介護保険条例」 「八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ条例」  
「八雲町デイサービス事業実施条例」 「八雲町熊石デイサービスセンター条例」）  
『（介護保険）法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業』の規定を加える。

### 4 今後のスケジュール

平成28年11月30日 第2回介護保険事業運営委員会開催

平成28年12月上旬 議会文教厚生委員会概要説明

平成29年 3月上旬 条例（案）定例議会上程

平成29年 4月 1日 条例施行（総合事業開始）

※総合事業実施にあたり必要となる事項を定めた要綱につきましては、8月30日に開催されました第1回介護保険事業運営委員会での承認をうけ、「八雲町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（案）」のパブリックコメントを10月3日～11月2日まで実施し、公募意見がなかったことから、要綱（案）どおり、制定を進めます。

## 4 その他

次回介護保険事業運営委員会の開催予定について  
平成29年2月下旬（予定）

